国指定化女沼鳥獸保護区 化女沼特別保護地区 指定計画書(環境省案)

平成20年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1)特別保護地区の名称 化女沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定化女沼鳥獣保護区のうち、ダム管理施設を除く化女沼ダム常時満水位水面の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成20年8月1日から平成29年10月31日まで(9年3か月)

(4)特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

化女沼鳥獣保護区は、宮城県の北部に広がる丘陵地と平野部の接点に位置しており、化 女沼の水面及びその周辺の湖畔から構成されている。化女沼は、平野部に扇状に広がる丘 陵の谷に灌漑用溜池として維持されてきており、平成7年に沼の南側にダム堰堤が建設さ れている。周辺区域はダム公園としての環境整備が既に行われており、湖畔にはアカマツ、 クリ、コナラ等が分布し、ダム浅水域には広範囲にヒシ、ヒルムシロ等の浮遊植物が繁茂 し、汀線部にはヨシ、マコモ、ショウブ等の抽水植物が生育している等、多種多様な植生 を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに記載されている絶滅危惧 II 類のヒシクイ(亜種)、準絶滅危惧種のマガン、オオハクチョウ等のガンカモ類を始めとする渡り鳥の全国的に重要な越冬地となっている。特に、ヒシクイ(亜種)は毎年2千羽以上、マガンは毎年3千羽以上の越冬が確認されている。また、絶滅危惧 I B 類のオジロワシ、絶滅危惧 I 類のオオワシ等の猛禽類の生息も確認されており、合計で112種の鳥類の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、ダム水面の区域は、当該地区における水面としては広大な面積を有すること等から、多くの鳥類の休息及びねぐらの場として利用されており、とりわけ、ガンカモ類を始めとする渡り鳥の渡来地として重要な区域となっている。

このように、当該区域は、化女沼鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類の安定的な生息への著しい影響を防止するために、定期的な巡視や、関係地方 公共団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動に取り組む。

特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 3 総面積 34ha (ha) 内 形態別内訳 林野 ha) h a 農耕地 ha) h a 水面 34 h a ha) h a ha) 所有者別内訳 国 有 地 ha (ha) 水源涵養保安林 h a 土砂流出防備保安林 h a 制限林 保健保安林 h a h a (砂防指定地 ha) 林野庁所管 (ha) h a h a) その他 h a 国有林 (ha) 普通林 h a (ha) その他所管 h a (ha) 農林水産省所管 0 ha (ha) 国有林以外の国有地 国土交通省所管 h a h a (ha) 環境省所管 h a ha) 地方公共団体有地 ha (ha) 制限林地 ha) 都道府県有地 普通林地 ha) その他 ha) 制限林地 ha) 市町村有地等 普通林地 ha (ha) h a その他 (ha) ha) 私有地等 ha (ha) ha) 制限林地 ha (普通林地 ha (ha) その他 ha (ha) 公有水面 34ha (ha) 他の法令(条例を含む)による規制区域 自然環境保全法による地域 ha (ha) 特別保護地区 h a 自然公園法による地域 ha) h a (別地 域 h a ha) 名称() ha) 通地域 h a ha) 文化財保護法による地域 3 ha (ha)

名称 (宮沢遺跡)

- 4 指定区域における鳥獣の生息状況
- (1) 当該地域の概要
 - ア 特別保護地区の位置 当該区域は、宮城県北部の大崎市の北西部に位置する丘陵地である。
 - イ 地形、地質等

当該区域は、江合川の支流である田尻川に注ぐ長者川の水源であり、水害防止と共に、 農業用水の補給を目的としたダムの水面及びその周辺の湖畔である。

ウ 植物相の概要

当該区域では、ダム岸辺周辺における草本植物及び多種多様な水生植物が生育しており、植物相は126科783種となっている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、亜種ヒシクイ、マガン、オオハクチョウ等のガンカモ類を始めとする渡り鳥、オジロワシ、オオワシ、オオタカ等の猛禽類等15目33科1 12種が確認されている。

哺乳類としては、ノウサギ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、ハクビシン、ニホンリスの3目5科6種が確認されている。

魚類としては、コイ、フナを始めとする5目11種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況 当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき 損失の補償をする。
- 6 施設整備に関する事項

① 鳥獣保護区特別保護地区用制札

4本

② 案 内 板

1本

③ 解 説 板

1基